

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年十一月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十一月十四日

埼玉県本庄県土整備事務所長 酒 井 敦 司

路 線 名	県道藤岡本庄線
供用開始の区間	児玉郡上里町大字長浜字藤木戸前一 〇〇一番四地先から同郡同町大字長 浜字藤木戸前一〇〇二番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に 限る。)
供用開始の期日	令和七年十一月十四日
備 考	平成二十八年三月十八日付 け埼玉県本庄県土整備事務 所長告示第三号で告示した 道路予定区域の一部供用開 始である。延長三一・〇〇メ ートル